令和８年（家）第１５１１号
札幌市西区西野１条８丁目４番23号
申立人　三岩　　昇
本籍北海道札幌市中央区宮ケ丘474番地35
最後の住所札幌市西区西野１条８丁目４番23号三岩方
不在者　大柳　康江
昭和39年９月３日生
届出期間満了日　令和９年２月19日
札幌家庭裁判所

令和　８年（家）　３５３号
千葉県安房郡鋸南町竜島850番地３
申立人　福原　　潔
本籍千葉県安房郡鋸南町竜島27番地
最後の住所千葉県安房郡鋸南町竜島27番地１
不在者　福原慎太郎
昭和37年３月14日生
届出期間満了日　令和９年３月19日
千葉家庭裁判所　　館山支部

令和８年（家）第６４号
長野県東御市八重原3533番地902
申立人　河合みち子
本籍長野県小諸市大字八満715番地
最後の住所長野県小諸市大字八満653番地
不在者北澤　民雄
大正13年８月15日生
届出期間満了日　令和９年２月２２日
長野家庭裁判所佐久支部

令和８年（家）第４４７号
福岡県柳川市新外町79―６
申立人　猿渡　恵子
本籍福岡県筑後市大字鶴田408番地４
最後の住所愛知県碧南市宮後町三丁目32番地コーポ吉田205号
不在者　松永　英喜
昭和25年８月17日生
届出期間満了日　令和９年２月15日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和８年（家）第１２８号
静岡県静岡市葵区春日町26番地
申立人　村井　正雄
本籍静岡県静岡市葵区春日町26番地
最後の住所静岡県静岡市葵区春日町26番地
不在者　村井　直之
昭和60年４月25日生
届出期間満了日　令和９年２月15日
静岡家庭裁判所

令和８年（家）第２４８号
愛知県豊橋市白河町61番地　ターミナルプラザ801号　弁護士法人足立法律事務所
申立人　不在者堀口栄一不在者財産管理人　足立陽一郎
本籍長野県飯田市小伝馬町一丁目3588番地８
最後の住所愛知県豊橋市大崎町字入道
不在者　堀口　栄一
昭和28年２月８日生
届出期間満了日　令和９年２月15日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和８年（家）第３０号
神奈川県川崎市多摩区生田３－２－34
申立人　髙木　正三
本籍神奈川県藤沢市本町２丁目1614番地
最後の住所山梨県南巨摩郡早川町保585番地
不在者　髙木　守信
昭和25年３月14日生
届出期間満了日　令和９年２月15日
甲府家庭裁判所

令和８年（家）第７００４号
兵庫県神戸市須磨区小寺町3－3－5
申立人　康　正亨
国籍韓国
最後の住所不明
不在者　愼　百根
1911年　5月14日生
届出期間満了日　令和9年2月15日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第３０７号
山梨県笛吹市石和町井戸８７番地３
申立人　斉藤智恵子
本籍山梨県笛吹市石和町井戸８７番地３
最後の住所山梨県笛吹市石和町四日市場１８４１番地２　ｖｉｖｒｅ１０２号
不在者　齊藤　永子
昭和４５年４月２３日生
届出期間満了日　令和９年２月１５日
甲府家庭裁判所

令和８年（家）第３７６５号
東京都足立区東保木間１丁目６番８号
申立人　斎藤　真由美
本籍東京都足立区東保木間１丁目６番
最後の住所東京都足立区東保木間１丁目６番８号
不在者　斎藤　広行
昭和43年４月３日生
届出期間満了日　令和９年２月15日
東京家庭裁判所

失踪宣告

令和７年（家）第２３０２号
本籍三重県伊賀市下阿波７３８番地
最後の住所京都府京都市中京区以下不詳
不在者　松山　三千子
昭和１７年５月３１日生
令和８年１０月６日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第３８９２号
本籍東京都豊島区要町２丁目35番地１
最後の住所不明
不在者　矩　　正五
大正５年８月19日生
令和８年10月２日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第２22号
本籍大阪府堺市堺区中安井町一丁４番
最後の住所静岡県富士宮市小泉４46番地の12
不在者　飯田　幸子
昭和40年３月９日生
令和８年10月９日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所富士支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（ヘ）第１号
熊本県宇城市松橋町大字西下郷1459番地1
申立人　澤村　武敏
申立人代理人弁護士　村上　純也
権利の届出の終期　令和8年10月9日
令和8年10月14日　　熊本簡易裁判所

（別紙）　目　録
(1)　土地　熊本県宇城市松橋町松橋字中原553番6
宅地　152.97平方メートル
(2)　登記年月日番号　熊本地方法務局宇土支局
昭和31年5月29日受付第1112号
(3)　登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　昭和31年５月27日賃貸借
借賃　１月100円
支払期　毎月末日
存続期間　3年
特約　譲渡、転貸ができる
賃借権者　大阪市東区北久太郎町二丁目12番地
福助商事株式会社

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１３１号
栃木県足利市助戸東山町874番地３
債務者　有限会社前田建材
代表者取締役　前田　陽子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　正毅
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時10分
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第２５８４号
名古屋市中区丸の内２丁目２番15号
債務者　エル・エス・アイ株式会社
代表者代表取締役　大河内隆志
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤堀　　耕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部